エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律

(平成一五年五月九日法律第三七号)

一、提案理由(平成一五年三月一九日・衆議院経済産業委員会)

平沼国務大臣 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の 促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部 を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

昨今のエネルギーをめぐる経済的、社会的環境の変化を踏まえて、歳出歳入構造の見直しを含めたエネルギー政策の抜本的な見直しを進める中、特に、地球温暖化対策につきましては、エネルギー消費大国の責務としての取り組みが強く求められている状況にあります。加えて、国内では、廃棄物・リサイクル問題が喫緊に対応すべき政策課題として顕在化しており、我が国としては、環境と経済の両立に資するような循環型経済社会を構築することが急務となっております。

このような状況を踏まえ、温室効果ガスの大宗を占めるエネルギー起源二酸化炭素の 排出を抑制するとともに、再生資源の利用の促進に加え使用済み物品等の発生の抑制及 び再生部品の利用の促進のための支援策を講ずる必要があるため、本法律案を提出した 次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正であります。同法に基づく事業者への支援の対象に、海外においてエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する事業と、使用済み物品等の発生の抑制及び再生部品の利用の促進に関する事業を追加し、あわせて同法の題名をエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法に変更するとともに、その廃止期限を平成二十五年三月三十一日まで延長するものであります。

第二に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正であります。 従来の石油及びエネルギー需給構造高度化対策に、国内外で省エネルギー等によるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制のためにとられる施策であって経済産業大臣または環境大臣が行うものに関する財政上の措置の追加等を行うこととするものであります。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようにお願いを申し上げます。

.....(略).....

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一五年四月三日)

村田吉隆君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案につきましては、海外の工場等における二酸化炭素の排出の抑制に係る事業活動等について支援策等を講ずるものであります。

.....(略).....

両案は、去る三月十八日に本委員会に付託され、翌十九日平沼経済産業大臣からそれ ぞれ提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を終局し、討論の後、それぞれ採決を行った結 果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一五年四月二日)

政府は、エネルギーの安定需給を図りつつ、環境と経済の両立を達成する実効性のある対策を講じるため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる地球規模の問題であり、全ての国・地域の参加なくして解決は望めないため、米国や途上国を含めた真に望ましい国際的ルールができるよう最大限の努力を行うこと。
- 二 京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成に向け、産業・民生・運輸 部門における省エネルギーに対する支援策を一層推進し、新エネルギー等環境負荷の 少ないエネルギーの普及・技術開発を促進すること。
- 三 原子力は、エネルギーの安定供給の確保と京都議定書における二酸化炭素削減目標の達成の観点から不可欠な電源であることにかんがみ、増加するエネルギー需要を満たしつつ、地球温暖化防止のため必要となる原子力発電所の新増設計画を着実に実行するよう努めること。
- 四 省エネ・リサイクル支援法の助成対象となる特定事業活動及び特定設備について、 施行状況等を勘案し、必要に応じ対象の見直し、助成措置の充実・強化を図ること。
- 五 地球温暖化問題の解決と経済発展の同時達成に向けた取組みが不可欠であることにかんがみ、廃棄物の発生抑制、部品等の再利用の促進に当たっては、実用化のための技術研究開発に対する支援策を積極的に行うとともに、中小企業等の環境関連産業の育成を図り、新たな需要や雇用の創出に努めること。
- 六 省資源・循環型社会形成に向け、エネルギー多消費につながるライフスタイルを見直し、意識の改革を図るため、国民に対する啓発活動、広報体制の充実に努めること。 三、参議院経済産業委員長報告(平成一五年四月二五日)

田浦直君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関

する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案は、事業者への支援の対象に、海外においてエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する事業と再生部品の利用を促進する事業等を追加し、あわせてエネルギーの使用合理化及び再生資源利用促進臨時措置法の題名を改めるほか、経済産業大臣又は環境大臣が行うエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための施策に対し、財政上の措置等を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、我が国エネルギー政策における地球温暖化対策、京都議定書の目標達成に対する方策、エネルギー安定供給の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して西山委員より両法律 案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一五年四月二四日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる地球規模の問題であり、すべての国・ 地域の参加なくして解決は望めないため、米国や途上国を含めた真に望ましい国際的 ルールができるよう最大限の努力を行うこと。
- 二 京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成に向け、産業・民生・運輸 部門における省エネルギーに対する支援策を一層推進し、新エネルギー等環境負荷の 少ないエネルギーの普及・技術開発を促進すること。
- 三 原子力は、エネルギーの安定供給の確保と京都議定書における二酸化炭素削減目標の達成の観点から不可欠な電源であることにかんがみ、増加するエネルギー需要を満たしつつ、地球温暖化防止のため必要となる原子力発電所の新増設計画を、安全確保を前提として、着実に実行するよう努めること。
- 四 省エネ・リサイクル支援法の助成対象となる特定事業活動及び特定設備について、 施行状況等を勘案して、必要に応じ対象の見直し、助成措置の充実・強化を図ること。
- 五 地球温暖化問題の解決と経済発展の同時達成に向けた取組が不可欠であることにかんがみ、廃棄物の発生抑制、部品等の再利用の促進に当たっては、実用化のための技術研究開発に対する支援策を積極的に行うとともに、中小企業等の環境関連産業の育成を図り、新たな需要や雇用の創出に努めること。
- 六 省資源・循環型社会形成に向け、エネルギーの多消費につながるライフスタイルを 見直し、意識の改革を図るため、国民に対する啓発活動、広報体制の充実に努めるこ

と。

右決議する。